

令和6年12月27日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
住宅局住宅生産課
代表 03-5253-8111

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年11月8日（金）から12月7日（土）までの期間において、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

上記省令案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※42の個人・団体から合計83件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(1) 押印を不要とする様式への改正について		
①電子交付の取扱いについて		
1	押印が不要となった確認済証等は紙出力が不要となり、電子メール等により交付が可能となるのか。	貴見の通りです。
2	「建築確認手続き等における電子申請の取り扱いについて（技術的助言）」（令和3年2月1日付国住指第3661号。以下「旧助言」という。）において「確認済証等は書面にて交付すること。」とされていることとの関係はどうなるのか。	今回の改正を踏まえた旧助言に替わる技術的助言（以下「新助言」という。）を発出して確認済証等の電子交付の取扱いを示し、旧助言は廃止する予定です。
3	電子交付の際に電子署名は必要か。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、処分通知等を電子交付する場合には、電子署名その他の措置をとる必要がありますが、その他の措置の内容については新助言において示す予定です。
4	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項ただし書において、申請者から処分通知等の電子交付を希望する旨の表示がある場合に限り、行政機関等は処分通知等を電子交付することができることとされているが、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく	建築基準法に基づく処分通知等についても、電子交付を行うためには申請者から処分通知等の電子交付を希望する旨の表示が必要です。具体的な表示の方法の例は、新助言においてお示しする予定です。

	処分通知等の電子交付については、当該表示は不要と考えてよろしいか。	
5	確認済証等の押印を廃止し、電子交付する場合、原本性については問わないとの認識でよいか。	貴見の通りです。
6	書面と電子両方で重複して交付することは可能か。	差し支えありません。
7	確認済証等の電子交付後にデータの紛失等で再交付を希望された場合、再交付することに問題はないか。	差し支えありません。
8	押印が廃止されることに伴い、指定確認検査機関の業務規程の変更は必要か。	押印欄の廃止に伴い電子交付を行おうとする場合において、現時点の業務規程において書面により交付することを規定している場合は、業務規程の改定が必要です。
9	以下の法定書式以外の様式についても、押印を不要とする扱いに改正されるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ適判：軽微変更該当証明書 ・低炭素建築物：技術的審査適合証 ・性能向上計画認定：技術的審査適合証 など 	省エネ適判に係る軽微変更該当証明書並びに低炭素建築物及び性能向上計画認定に係る技術的審査適合証については、法令において様式が定められているものではございません。今般の改正を踏まえ、各所管行政庁や機関において押印欄の扱いについてご検討いただくことが望ましいと考えております。
10	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第13号により、住宅性能評価書に記載することとされている「登録住宅性能評価機関の印」についても不要とされるのか。	ご意見を踏まえ、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第13号により、住宅性能評価書に記載することとされている「登録住宅性能評価機関の印」についても不要といたしました。
②真正性の確認について		
11	今回押印が廃止される様式のうち、建築基準法に基づく処分通知等について、真正性の確保はどのように行うか。	建築基準法に基づく処分通知等の真正性の確認は次の方法によることを想定しています。

		<p>① 確認済証等の名宛人である建築主又は当該建築主の同意を得たと認められる者が、当該確認済証等を交付した建築主事等又は指定確認検査機関に対して、交付の事実を問い合わせ、照合を行うこと（以下「当事者間による真正性の確認」という。）。</p> <p>② 建築主から検査済証の写し等の提出を受けた金融機関等の第三者が、建築基準法第 93 条の 2 に基づき特定行政庁に処分等概要書の閲覧を請求し、照合を行うこと（台帳記載事項証明書の発行による対応も可。）。</p> <p>なお、①の方法は、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（令和 5 年 3 月 31 日 デジタル庁）4.2 発行元の証明（検証可能性）に記載の考え方を参考としています。</p>
12	真正性の確認については必ず行わなければならないか。	真正性の確認を必ず行わなければならないものではありません。
13	指定確認検査機関が交付する確認済証等については、建築基準法第 77 条の 25 第 1 項により秘密保持の義務が規定されているため、指定確認検査機関は真正性の確認に係る問合せに対応することはできないのではないか。	建築基準法第 77 条の 25 第 1 項の指定確認検査機関の秘密保持義務との関係性については、「建築基準法第七十七条の二十五第一項の秘密保持義務の取扱いについて」（平成 23 年 9 月 22 日付国住安第 34 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）において「建築主又は建築主の同意を得たと認められる者に確認検査の申請書類の記載内容を知らせることは、当然に「秘密を漏らす」ことに該当しないと解される」とされており、当該通知の内容と同様に、指定確認検査機関が建築主又は建築主の同意を得たと認められる者に確認済証等の内

		容を知らせることも、建築基準法第 77 条の 25 第 1 項の秘密保持義務には抵触しないものと解されます。
14	当事者間による真正性の確認について、問合せがあった場合は本人確認が必要か。	建築確認・検査の処分の事実は、処分等概要書が閲覧に供せられることにより本人以外であっても知り得る情報であるため、処分の有無及び処分等概要書に記載されている事項の問合せについては、本人確認は不要と考えられます。処分等概要書に記載されている事項以外の事項の問合せについては、本人確認が必要と考えられます。
15	指定確認検査機関が確認済証を交付してから、特定行政庁へ確認審査報告書が提出されるまで 7 日間の猶予があるが、この間の真正性の確認はどのように行うか。	至急に真正性の確認が必要な場合は、2. に記載の「当事者間による真正性の確認」によることが考えられます。
16	真正性の確認を行うことにより、かえって負担が増大するのではないか。	処分等概要書の閲覧に係る事務の省力化について、国土交通省では、令和 6 年の地方分権提案を踏まえ、建築基準法第 93 条の 2 に規定する書類の閲覧をオンラインで可能とするシステムの整備を検討しています。
17	長期優良住宅の認定通知書等については、認定の有無を確認する仕組みが法的に規定されておらず、電話等での問い合わせが増えることが想定されるほか、電話回答が真正性を担保することができないため、押印廃止すべきではないと考える。	今般の長期優良住宅の認定通知書等における押印廃止については、処分通知等の電子交付に係る環境を整備し、行政手続のデジタル化を進めるために行うものであり、長期優良住宅の認定通知書等について、押印がないことをもって直ちに真正性に疑義があることにはなりません。電話等での真正性に係る問い合わせにつきましては、従前と同様に対応いただければと思います。
18	長期優良住宅認定等については、申請書に記載のある方以外からも認定	今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

	<p>を取得している物件であるか問合せがなされることがあり、対応に苦慮しているため、処分等概要書等と同様に、長期優良住宅認定等に係る情報についても、窓口やインターネットで閲覧することができるよう規定を整備していただきたい。</p>	
<p>③偽造の防止について</p>		
19	<p>押印がなくなること、偽造が容易となると考えられるが、偽造防止等の措置はあるか。</p>	<p>偽造されたものでないことは、11. に記載の方法により確認が可能です。なお、処分通知等の偽造は公文書偽造等に該当し、刑法（明治40年法律第45号）第155条に基づく処罰の対象となるほか、申請手続の委任を受けた建築士が関与した場合、当該建築士は建築士法に基づく懲戒処分が科される可能性があります。</p>
20	<p>押印が廃止された改正後の様式において、任意で押印、電子署名、独自の識別番号等を付したり、偽造防止の措置が講じられた用紙を引き続き使用したりする措置を講じることは差し支えないか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
21	<p>過去の事務連絡及び通知において、長期優良住宅の認定通知書等の発行に際しては、偽造防止措置を講じた用紙を採用し、偽造防止措置について適切に対応すべき旨が示されているが、今回の省令案については押印を廃止してオンライン交付等に係る環境の整備を行うということなので従前の事務連絡等で記載されている偽造防止措置を講じた用紙を用いることが困難になると思われる。今後の偽造防止措置はどのように考えるべきか。</p>	<p>「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」において、押印廃止後の処分通知等の信頼性確保にあたっては、発行元の証明を行うことが可能であることが重要であるとされているところです。</p> <p>情報通信技術を利用した行政の活用の推進等に関する法律第7条第1項及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第8条第1項の規定により、処分通知等を電子交付するにあたっては、当該処分通知等の情</p>

		<p>報に電子署名を行うこと等とされております。</p> <p>また、同項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合には、電子署名等の措置に代えて当該措置を行わなければならないこととされております。</p> <p>長期優良住宅法令等に基づく手続における当該措置は、処分通知等に処分番号及び処分者名等を記載することにより、処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）を確認できる措置とすることを技術的助言において示す予定です。なお、当該措置については、各所管行政庁において別途定めることも可能ですので、必要に応じて定めるようにしてください。</p>
22	任意での押印等の措置は、運用が統一的でないことで混乱を招くおそれがあるのではないか。	<p>本改正の施行後は、処分通知等の真正性は、任意での押印の有無にかかわらず、11.に記載の方法により担保することとなります。</p> <p>なお、今般の押印廃止の改正趣旨を踏まえると、任意での押印等の有無により処分通知等の取扱いを変えることは不適當であると考えられます。</p>
④その他		
23	押印が廃止となる改正について、周知が必要である。	本改正は、施行日（令和7年4月1日）の3か月前には公布し、周知期間を確保します。
24	今回押印が廃止されない様式については、押印の廃止は行わないのか。	今回押印廃止をしない様式については、真正性を確保する方

		法が確認されていないため、今回は廃止を見送っています。これらの様式についても、真正性を確保する方法が整理でき次第、押印を廃止する予定です。
25	2（2）「オンライン申請（提出）を可能とする様式の一覧」として、品確法施行規則及び建築物省エネ法施行規則のみが挙げられている。コロナ禍中には、長期優良住宅認定、省エネ適判、低炭素認定等の手続について、電子申請等を最大限に活用するよう事務連絡が発出されていたが、長期優良住宅や低炭素建築物に係る認定は、なぜ含まれていないのか。	長期優良住宅及び低炭素建築物に係る認定申請については、所管行政庁に対しての手続きであり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、現行でもオンライン申請を行うことが可能となっています。